

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		限度額適用・標準負担額減額の可否
根拠条例・規則名		国民健康保険法施行規則
条 項		第 27 条 の 14 の 2 第 1 項、第 27 条 の 14 の 4 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 国保年金課 （電話：048-829-1275）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件を全て満たすこと ・申請を提出した国保世帯につき、保険税の滞納が無いこと。 ・令第二十九条の四第一項第一号の規定若しくは令第二十九条の四第一項第二号の規定に該当すること。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 23 年 9 月 1 日最終改正
備 考		